

とんだばやし



かかし

9月号(No. 147)

発行

富田林市農業委員会

〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000(代表)

[季刊1. 5. 9月]



富田林市きらめき農業塾開講式の様子

もくじ

- ▶ きらめき農業塾 2
- ▶ 農林業センサス 2
- ▶ 人・農地プラン 3
- ▶ 特定生産緑地の指定に係る
手続きはお済みですか 3
- ▶ 全国農業新聞 3
- ▶ 農業者年金 4
- ▶ 富田林市農地賃借料情報 4

きらめき農業塾

開講

富田林市きらめき農業塾の開講式が、令和3年8月7日(土)、富田林市きらめき創造館Top

ic交流スペースで執り行われました。開講式では、受講生15名(欠席1名)の自己紹介や受入れ農家の紹介が行われました。

受講生は40歳代が中心で、約3分の1の方が就農を希望しています。今後は「基礎過程コース(初心者向けコース)」において、栽培の基礎を身に付けていきます。

きらめき農業塾について

市内の若手中核農家等で組織する「富田林市の農業を創造する会」のメンバーが、次代の農業の

担い手を自ら育てようという使命感をもって、その研修指導や就農サポートの経験を活かし、新規就農を志す方へ体系的に就農サポートができる「農業塾」体制を構築し開講しました。

基礎過程コースでは、毎週土曜日に行う基礎研修に加え、金剛マルシェでの販売体験等を実施します。また、個人区画において自身で農地を管理する経験も積んでいきます。講義の様子は写真や動画で撮影し、SNS及び公式ホームページにて公開されます。

受講生の皆様には、大いに学び、農を通じた活躍をされることを期待しています。また、本市農業委員会としてこのような担い手育成のための取り組みを大阪府やJA大阪南、富田林市と連携して支援してまいります。

●お問い合わせ先
農とみどり推進課

農林業センサスについて

農林業センサスは、日本の農林業の生産構造・就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態とその変化を明らかにするとともに、日本の農林行政の推進に必要な資料を整備することを目的に、5年毎に行う調査です。

調査の結果は、法令上の利用のほか、農林業施策のための基礎資料として利用されています。農業者の皆様にご協力いただいたおかげで、貴重なデータを集めることができました。誠にありがとうございました。

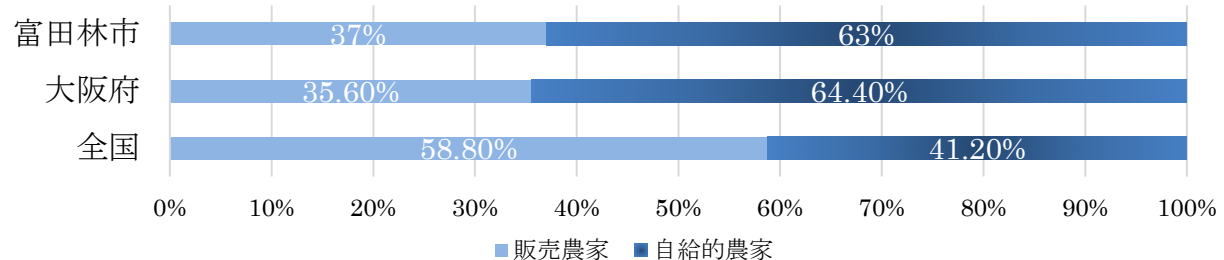
2020年農林業センサスの結果

1, 094戸、うち販売農

家405戸(構成比37%)、自給的農家689戸(構成比63%)で、5年前に比べ、総農家数は108戸(8.9%)うち販売農家28戸(6.4%)、自給的農家80戸(10.4%)減少しました。経営耕地面積は、246haとなり、5年前に比べ23ha(8.5%)減少しました。

●農家(大阪府)
地域別では、総農家数は南河内地域が4,413戸と最も多くなっています。販売農家数は泉南地域が1,535戸と最も多く、次いで南河内地域が1,480戸となっており、自給的農家数は南河内地域が2,933戸と最も多くなっています。

総農家数構成比(2020年)



人・農地プラン について

●人・農地プランとは

高齢化や農業の担い手不足、耕作放棄地の増加が懸念される中、持続可能な農業を実現するため、それぞれの集落・地域において十分な話し合いを行い、集落・地域が抱える担い手や農地の問題を一体的に解決していく必要があります。「人・農地プラン」は、このような人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となるものです。

●地域の話し合い等へのご協力を

富田林市は、地域農業の未来像を描く「実質化された人・農地プラン」の策定を推進しています。その前提となる地域の話し合いや情報共有についてみなさんのご協力をお願いします。

●実質化の要件

①アンケートの実施

地域の現状を共有するため、対象地区内の農業者に対して、年齢や後継者の有無、5年から10年後の農地利用意向などに関するアンケート調査を行います。

②地図での現況把握

アンケート調査等を通して把握した情報を地図上に落とし込み、話し合いの場で活用します。

③今後地域の中心となる経営体（中心経営体）への農地の集約化に関する将来方針の作成

地域農業者が中心となって、市や農業委員会、JAなどとも連携して、地域の課題を共有した上、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を集落・地域ごとに定めます。

●お問い合わせ先

農とみどり推進課

特定生産緑地 制度について

都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）において、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと転換されました。

平成29年5月には生産緑地法の一部が改正され、都市農地の保全を推進していくため、新たに「特定生産緑地制度」が創設されました。

特定生産緑地 について

「特定生産緑地」とは、指定から30年が経過する生産緑地について、所有者等の意向を基に買取り申出が可能となる期間を当初30年経過後10年延長する制度です。

その間、農地等として管理する義務を負うとともに、30年経過前と同様な税制面の優遇措置を引き続き受けることができます。また、10年毎に所有者等の意向を基に継続することができません。

特定生産緑地の 指定に係る手続き はお済みですか

本市では、令和元年9月に特定生産緑地の指定申請に必要な書類を市内生産緑地（平成4年度～6年度指定分）の所有者に送付し、同年10月より指定希望申請等の受け付けをしています。

つきましては、指定を希望するかしらないかを判断していただき、どちらの場合でも受付期間内に手続きをお願いします。

●受付期間

平成4年指定分は、令和4年3月31日まで

・平成5年指定分は、令和5年3月31日まで
・平成6年指定分は、令和6年3月31日まで

●留意事項

受付期間を過ぎてしまつと、今後、**特定生産緑地の指定が不可能**となります。

●お問い合わせ先

都市計画課 政策係
(内線453、451)

全国農業新聞

見やすく！分かりやすく！充実した
農業・農村の情報を届けます

◆発行日／毎週金曜日

◆購読料／月額700円（税・送料込）

◆申込先／農業委員会事務局

農業者年金を ご存じですか

- 農業者の老後に安心を
将来の安定的な社会
保障のために、特に若い
農業者（20歳～39歳）
や女性の基幹的農業従
事者の加入を推進して
います。
- ・加入条件
 - ① 国民年金第1号被保
険者（国民年金保険料
納付免除者を除く。）
 - ② 年間60日以上農業に
従事
 - ③ 20歳以上60歳未満
- 農業者年金の6つの特
徴とメリット
- 1、農業に従事する方な
ら広く加入できる
 - 2、積立方式・確定拠出
型で少子高齢時代
に強い
 - 3、保険料の額（月額2
万円～6万7千円）
は自由に決められる

- 4、終身年金。80歳前に
亡くなられた場合は、
死亡一時金がある
 - 5、社会保険料控除など
税制面での優遇があ
り、節税になる
 - 6、一定の要件を満たす
農業者には保険料の
国庫補助がある
- 令和4年から農業者年
金制度が改正されます
- ・35歳未満で一定の要件
を満たす方は、保険料の納
付下限額が2万円から1
万円に引き下げられます
（令和4年1月1日以降）
 - ・農業者年金の受給開始時
期の選択肢が広がります
（令和4年4月1日以降）
※昭和32年4月2日以
降に生まれた方が対象
 - ・農業者年金の加入可能年齢
の上限が引き上げられます
（令和4年5月1日以降）
- お問い合わせ先
JA、農業委員会事務局

富田林市農地賃借料情報

令和2年4月から令和3年3月までに締結（公告）された賃貸借における
賃借料水準（10a当たり）は、以下のとおりとなっています。

【田の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
23,700円	69,100円	8,000円	57筆	43筆

【畑の部】

平均額	最高額	最低額	データ数	備考(使用貸借)
20,200円	48,200円	9,700円	15筆	20筆

- ① 賃借料水準の算出
にあたっては、賃貸借
における賃貸借デー
タのみを収集の対象
としており、使用貸借
（無料）のデータは含
まれていません。
また、標準的な賃借
料を算出するため、全
データの平均の3倍
を超えるものは特殊
事情によるものとし
て除いています。
- ② 金額は算出結果を
四捨五入し、100円単位
としています。
- ③ この賃借料の水準
は、賃借料の動向をお
知らせするものです。
実際の契約は、土地の
広さ・形状・水利等の
条件を勘案し、当事者
間で賃借料を決定し
てください。
- ④ 賃借料を物納（水
稲）している場合は、
玄米30kg当たり7,0
00円に換算してい
ます。